

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第2区分

【発行日】平成19年2月1日(2007.2.1)

【公開番号】特開2005-181565(P2005-181565A)

【公開日】平成17年7月7日(2005.7.7)

【年通号数】公開・登録公報2005-026

【出願番号】特願2003-420474(P2003-420474)

【国際特許分類】

G 0 3 F	1/14	(2006.01)
B 3 2 B	27/00	(2006.01)
C 0 9 J	7/02	(2006.01)
C 0 9 J	201/00	(2006.01)
H 0 1 L	21/027	(2006.01)

【F I】

G 0 3 F	1/14	E
B 3 2 B	27/00	M
B 3 2 B	27/00	1 0 1
C 0 9 J	7/02	Z
C 0 9 J	201/00	
H 0 1 L	21/30	5 0 2 P

【手続補正書】

【提出日】平成18年12月12日(2006.12.12)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0036

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0036】

よって、例えば、樹脂成分として上述した電離放射線硬化型有機無機ハイブリット樹脂ではなく、無機成分の複合されていない一般的な電離放射線硬化型樹脂等を用いた場合には、無機成分の複合されていない一般的な電離放射線硬化型樹脂と、離型剤であるシリコーンアクリレートとの相溶性が低いことにより、シリコーンアクリレートが表面保護膜中で均一に分散せず被膜表面に集まる傾向があり、電離放射線の照射の際に、被膜表面で離型剤(シリコーンアクリレート)による硬化障害が生じ表面保護膜の硬化不足となるため、耐溶剤性が低下し、離型性が持続できないものとなってしまう。また、例えば、離型剤としてシリコーンアクリレートではなく、シリコーンオイル等を用いた場合には、シリコーンオイルを構成するポリアルキルシロキサン骨格と、電離放射線硬化型有機無機ハイブリット樹脂における無機成分であるシリカとの親和性は高いため、電離放射線硬化型有機無機ハイブリット樹脂とシリコーンオイルは相溶し、シリコーンオイルは表面保護膜中で比較的均一に分散されるが、電離放射線の照射の際に、シリコーンアクリレートと異なりシリコーンオイルは電離放射線硬化型有機無機ハイブリット樹脂と反応しないため、離型剤(シリコーンオイル)が被膜表面にブリードアウトしてしまい硬化障害が生じ、表面保護膜は硬化不足となり耐溶剤性が低下し、離型性が持続できないものとなってしまう。